

児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 趣旨（第一条関係）

この法律は、児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、教育施設その他児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）が生活し、又は活動する場（以下「児童福祉施設等」という。）において児童に日常的に接する業務に従事する者によるその業務に係る児童に対する児童対象性犯罪等（第二の①に定める罪をいう。以下同じ。）の防止を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、その防止を図るため、保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。以下同じ。）等の欠格事由に係る同法等の一部改正等について定めるとともに、児童福祉施設等において児童に日常的に接する業務に従事しようとする者について児童対象性犯罪等の経歴を有しないことを証明する制度の整備について定めるものとする。

第二 児童福祉法の一部改正（第二条関係）

保育士の欠格事由のうち刑に処せられた者に係るものを次のように改めること。

- ① 児童福祉法第六十条第一項の罪、刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪（その被害者が児童で

- ある場合に限る。）、同法第七十九条の罪若しくは同法第八十条、第八十一条、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下同じ。）、第二百二十七条第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項若しくは第三項若しくは第二百四十三条（同項に係る部分に限る。）の罪（その被害者が児童である場合に限る。）、盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条（刑法第二百四十一条第一項に係る部分に限る。）の罪（その被害者が児童である場合に限る。）又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯したことにより、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しない者
- ② ①に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- ③ 児童福祉法第六十条第一項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の

保護等に関する法律に規定する罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

④ ③に該当する者を除くほか、児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

(児童福祉法第十八条の五関係)

第三 国家戦略特別区域法の一部改正 (第三条関係)

一 国家戦略特別区域限定保育士 (国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。) の欠格事由のうち刑に処せられた者に係るものを次のように改めると。

① 児童対象性犯罪等を犯したことにより、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しない者

② ①に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなつた日から起算して五年を経過しない者

③ 児童福祉法第六十条第一項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

④ ③に該当する者を除くほか、国家戦略特別区域法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(国家戦略特別区域法第十二条の五第四項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 学校教育法の一部改正(第四条関係)

児童福祉法第六十条第一項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行

を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者を、校長又は教員の欠格事由に追加すること。
(学校教育法第九条関係)

第五 教育職員免許法の一部改正 (第五条関係)

一 児童福祉法第六十条第一項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者を、免許状の授与の欠格事由に追加すること。
(教育職員免許法第五条第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 データベースの整備 (第六条関係)

政府は、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の欠格事由に関し、第二の①又は第三の一の①に該当するかどうかの判断が迅速に行われるようにするためのデータベースの整備に必要な措置を講ずるものとする。

第七 児童対象性犯罪等の経歴を有しないことを証明する制度の整備 (第七条関係)

政府は、この法律の公布後二年以内に、児童福祉施設等において児童に日常的に接する業務に従事しようとする者について児童対象性犯罪等の経歴を有しないことを公の機関が証明する制度を整備するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。

第八 施行期日等（附則関係）

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第一、第六及び第七並びに二（附則第六条に係る部分に限る。）及び三は、公布の日から施行すること。

二 所要の経過措置について定めること。

三 政府は、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

① 保育士、教員等が児童対象性犯罪等又は児童に対するわいせつな行為を行った場合における当該保育士、教員等に対する措置の適正かつ厳格な実施の徹底その他の児童福祉施設等において児童に接する業務に従事する者によりその業務に係る児童に対して児童対象性犯罪等又はわいせつな行為が行わ

れないようにするための方策

② 児童対象性犯罪等の特性を踏まえた再犯の防止に関する施策の充実その他児童対象性犯罪等を行っ

た者の改善更生を一層促進するための方策